

# 《新規》

長崎OMURA室内合奏団事務局宛

FAX: 0957-47-6538

## パトローネージュ倶楽部ご入会連絡票

(お振込み先) 該当する□に✓をお願いします。

口座名義: ニンテイトクテイヒエイリカツドウハウジン  
ナガサキオオムラシツナイガッソウダン

十八銀行 大村支店 (普) 1054570

親和銀行 大村支店 (普) 3048818

\* 下記の申込書の太枠内を記入し、FAXまたは郵送でお申し込みください。

《郵送先》 〒856-0820

大村市協和町703番地1(2F)

認定NPO法人長崎OMURA室内合奏団事務局宛

お問い合わせ: 0957-47-6537

\* 入金の確認ができ次第、寄付金受領証明書と入会証明書をお送りいたします。

[寄付者に対する税制上の優遇措置]

○寄付者が個人の場合

寄付した個人の所得税の計算において、寄付金控除(所得控除)か税額控除の

いずれかを選択することができます。→確定申告が必要です。

また、個人住民税(地方税)の計算においても適用されます。(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。)

<例> 年収300万円の方が、個人会員1口(5,000円)ご寄付の場合

所得税 (5,000円-2,000円) × 40% = 1,200円

個人住民税 (5,000円-2,000円) × 10% = 300円

合計1,500円が還付されます。

○寄付者が法人の場合

寄付した法人税の計算において、一般寄付金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

○相続人が寄付する場合

寄付した人の相続税の計算において、その寄付した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

<例> 3億円の相続のうち1億円を寄付した場合、2億円が相続税の課税対象

年 月 日

## 長崎OMURA室内合奏団 パトローネージュ倶楽部申込書

フリガナ		フリガナ	
入会者		掲載名	
	※各証明書やご案内などをお送りする際の宛名となります。		
	※プログラム等への掲載を行います。 ※掲載を希望されない方は「無」とご記入ください。		
住所	〒 ー		
電話番号		性別	男・女
備考			

金額	個人 / 5,000円 / 1口	¥	/	口
	法人 / 50,000円 / 1口			

太枠内へのご記入をお願いいたします。